2.情報共有·情報公開

2-1 情報共有

(1)情報伝達手段を拡充すべきではないか。

テレビや、IT、既存の活字なども、組み合わせて活用してはどうか。

町会が区報を回覧してはどうか。

町会が区報を全世帯に配布してみてはどうか。

テレビ、ラジオ、インターネットや街角掲示板なども活用してはどうか。

テレビ、ケーブルテレビ、インターネットを活用してはどうか。

TV等で会議が見れるシステムを導入してはどうか。

伝達手法の多様化が必要ではないか。

新聞、テレビのようなメディアの活用も大切ではないか。

(2)情報共有についての意識が重要ではないか。 区職員の「住民自治」に対する現状認識が大切ではないか。 区議、区職員、区民が、情報共有化を目指すべきではないか。 防災活動では、区民相互の情報共有も必要ではないか。 情報共有の主体は、区と区民なのか、区民と区民なのか。

(3)情報の共有化により、協働を目指すべきではないか。 情報の共有化と目指す方向性の一体化により、協働が可能になるのではないか。 互いに理解し、納得するためには、情報の公開と情報の共有が必要ではないか。 プロセスの工夫、情報共有により、区政がスムーズに進むのではないか。 情報公開・共有がなによりも大切ではないか。 情報共有は、区の義務であると捉えるべきではないか。 共有すべき情報は、情報公開制度とは異なる概念・イメージではないか。 情報公開と情報共有とは、違うのではないか。 情報共有は、区民の義務ではないか。 情報共有は、区民の義務ではないか。 情報共有は、区民の義務ではないか。

(4)区民が求める情報が、区民に伝わっていないのではないか。 区民が行政への参加方法をよく理解していないのではないか。 行政は、"情報公開"の内容を理解していないのではないか。 情報をとりにいくという区民の文化が大切ではないか。 決定される前の、事前説明が不足しているのではないか。 情報共有と情報公開は、分けて考えるべきではないか。 メリット、デメリット両方の情報の公開も大切ではないか。 いつ、どのような情報の提供が必要かを検討すべきではないか。 必要な情報を知らない人のないようにすべきではないか。 迷惑施設の建設情報も、早めに伝えるべきではないか。 必要十分な情報種と量が、伝わっていないのではないか。

(5)区民の努力も必要ではないか。

多分野・多量の情報は、自分から動かないとなかなか入ってこないものではないか。情報は、とりにくいものではないか。

区民が自ら情報を伝え、情報を取る努力や仕組が大切ではないか。住民の知る努力も大切ではないか。

(6)現状を是とするものの、更なる工夫も大切ではないか。

インターネットによる情報公開について、一段と簡単な方法にすべきではないか。 区民が求める情報を踏まえて、行政は情報公開すべきではないか。

区のホームページは、分野別にするなど、さらに使いやすくすべきである。

練馬区のホームページの更新は、早いのではないか。

情報公開制度の運用が大切ではないか。

区の情報を区民に伝える工夫が必要ではないか。

町会で空き巣等の被害情報を公表しているが、防犯効果がある。

2-2 行政情報を知る権利

(1)情報公開制度を強化すべきではないか。

非公開部分が塗りつぶされ、しかも1枚10円かかることは、改めるべきではないか。 原則全部公開とすべきではないか。

公開制度を使っても、求める情報が出てこないのは、問題ではないか。

決定までのプロセスの公開すべきではないか。

公開を求めることができる請求内容の詳細は、どの範囲までか。

公開と非公開の線引きが、明らかでないのではないか。

(2)協働のためにも情報公開を進めるべきではないか。

協働に最も重要なのは、情報公開ではないか。

区の有している情報は、区民のものであるという認識が大切ではないか。

自治・防災など情報の種類や目的によって、共有するレベルは、異なるのではないか。

(3)行政の施策がわかりにくいのではないか。

条例や施策との関連性が、見えに〈〈なっているのではないか。

区参加のイベントで予算が明確にされないのは、前例主義のためではないか。

危険箇所を公表すれば地価が下がるので、それぞれが認識していればいいのではないか。 情報を知っている人と知らない人の落差が拡大することは、望ましくないのではないか。

(4)個人の権利を尊重すべきではないか。

個人の権利と行政の権利との整合性をどのように図ればよいか。

2-3 会議公開の原則

区議会委員会で、案件表や資料を配布すべきではないか。

2-4 説明責任

情報公開度の向上により、説明責任を果たすべきではないか。透明性の向上により、説明責任を果たすべきではないか。

2-5 意見・要望・苦情等への対応

異議申立てをする時の根拠となる規定が必要ではないか。

審査会やオンブズマンなど、苦情を受けつける場や仕組を充実すべきではないか。

2-6 個人情報の保護

区民番号制は、進めるべきではないのではないか。

個人情報は原則非公開としつつも、公の情報はどんどん公開すべきではないか。

外部委託しているものもあるので、セキュリティーが重要ではないか。

公人・私人の情報をしっかり分けることが大切ではないか。

個人情報保護条例に過度な反応している面があるのではないか。

個人情報保護制度は、行き過ぎではないか。

町会名簿が作れなくなるなど、個人情報保護の弊害が出てきているのではないか。

人命あっての個人情報保護であって、ルールを定め柔軟に運用すべきではないか。

過剰な個人情報保護が地域コミュニティづくりを阻害しているのではないか。

この「論点整理用たたき台」は、「区民懇談会委員の意見等」を論点として整理したものです。(事務局)